

# GENOVACMS5 サービス約款

---

株式会社 GENOVA

2012/01/25

## 目次

<b>第1章</b>	<b>総則</b> .....	4
第1条	約款の適用 .....	4
第2条	約款の追加・変更 .....	4
第3条	用語の定義 .....	4
第4条	使用する言語 .....	5
第5条	通知方法 .....	5
第6条	サービスの提供場所 .....	5
<b>第2章</b>	<b>契約</b> .....	6
第7条	契約の申込 .....	6
第8条	申込の拒絶 .....	6
第9条	契約の成立 .....	6
第10条	契約の取消 .....	6
第11条	契約の単位 .....	7
第12条	付加機能の提供 .....	7
第13条	付加機能の停止 .....	7
第14条	契約の更新 .....	7
	契約の解除 .....	8
<b>第3章</b>	<b>当社の措置</b> .....	8
第15条	通信提供の制限等 .....	8
第16条	修理・復旧 .....	8
第17条	サービスの提供中止 .....	8
第18条	サービスの提供停止 .....	8
第19条	サービスの廃止 .....	9
<b>第4章</b>	<b>契約者の義務</b> .....	9
第20条	自己責任の原則 .....	9
第21条	第三者の監督 .....	10
第22条	情報の提供 .....	10
第23条	権利の譲渡等 .....	10
第24条	禁止事項 .....	10
第25条	法の遵守 .....	12
<b>第5章</b>	<b>料金</b> .....	12
第26条	料金の支払義務 .....	12
第27条	料金の計算方法 .....	12
第28条	端数処理 .....	12

第 29 条	料金の支払方法.....	12
第 30 条	割増金.....	13
第 31 条	延滞利息.....	13
<b>第 6 章</b>	<b>損害賠償</b> .....	13
第 32 条	責任の制限.....	13
第 33 条	免責.....	13
<b>第 7 章</b>	<b>その他</b> .....	14
第 34 条	個人情報の取り扱い.....	14
<b>第 8 章</b>	<b>雑則</b> .....	14
第 35 条	準拠法及び管轄.....	14
第 36 条	誠実協議.....	14
<b>付則</b>	.....	15
実施日	.....	15

株式会社 GENOVA(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する GENOVACMS5 及び GENOM サービス以下「本サービス」といいます。)について、以下のとおり約款を定めます。

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

1. この約款は、契約者が本サービスを利用する際に一切に適用します。
2. この約款に記載しない事項については、各サービスの規約に定めるものとします。この約款と規約が異なるときは、規約が優先して適用されるものとします。
3. この約款および各規約に記載されていない事項については、契約者に事前に通知することにより定めます。

### 第2条 約款の追加・変更

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を追加・変更できるものとします。
2. 当社は、変更の都度、前項により変更した約款を当社ホームページに掲示するものとします。契約者は、掲示の時点で変更後の約款に同意したものとみなします。

### 第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	この約款および各サービスの規約の内容について承諾した上でサービスの利用を申し込み、当社がこれを受けてアカウント設定完了の通知をおこなった法人・個人または各種団体
料金	この約款第 28 条により支払いを要することとなったサービスに係る料金およびその他の債務
サービスプラン	当社が契約者へ提供するメール及びCMSサービスの名称名
独自ドメイン	名契約者が所有するドメイン名(株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)等によって割り当てられる組織を示す名称を指すもの。)
ユーザ ID	契約者を他の契約者と区別して識別することができるよう当社が割り当てる符号

パスワード	当社もしくは契約者が、ユーザ ID が正当であることを確認するための符号
ログイン	ユーザ ID およびパスワードを用いて遠隔もしくは直接の方法で進入すること
個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができるものも含まれます。）
契約者保有データ	利用・作成・保管記録等をおこなうファイル・データ・プログラムおよび電子メールデータの全て
契約者情報	個人情報のうち、当社が指定する契約者の情報

#### 第4条 使用する言語

1. 当社が本サービスを提供する際に使用する言語は、別途当社が定める場合を除き、日本語とします。契約申込み、および契約終了後の取扱いについても同様とします。

#### 第5条 通知方法

1. 当社から契約者に対する通知
  - (1). 当社から契約者に対する通知は、この約款で特に定めないかぎり、メールの送付、ホームページ上での掲示、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
  - (2). 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、当社がメールまたは郵便物を発信したときに生じるものとします。
2. 契約者から当社に対する通知
  - (1). 契約者から当社に対する通知は、当社が指定するアドレスへのメールの送付、電話、郵便、その他当社が適当と認めるその他の方法によりおこなうものとします。
  - (2). 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、契約者からのメールが当社のサーバに到着したとき、または契約者からの郵便物が当社に到着したときに生じるものとします。

#### 第6条 サービスの提供場所

1. 当社のサービスの提供先は日本国内を前提とするものの、外国への提供についても同

様に扱うものとします。各法令で定められた文書については日本国内でのサービス提供においては日本語でのみ発行します。

## 第2章 契約

### 第7条 契約の申込

1. 当社が利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面により通知します。利用契約の成立日は、当社がアカウント設定を完了した日とします。
2. 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。但し、事情によりその順序を変更することがあります。
3. 当社は、契約の申込みにおいて、申込者に対し、別途当社が定める確認資料の提出を要求することがあります。

### 第8条 申込の拒絶

1. 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの申込をした者が第 19 条サービスの提供停止各項のいずれかに該当するとき
  - (2) 本サービスの申込をした者が過去において第 19 条サービスの提供停止各項のいずれかに該当したとき
  - (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
  - (4) 申込者が未成年であり、保護者の同意を得ていないとき
  - (5) 申込者が反社会的勢力と関係していると当社が判断したとき
  - (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
2. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

### 第9条 契約の成立

1. 当社と契約者の間に締結されるサービスの契約は、第 7 条の契約の申込が完了した段階とします。
2. 当社との取引が過去に無い場合においては、申込書の受理後、初期料金及び当社が定める一定期間の料金の支払いを先に受け、その支払いを確認出来た段階において当社は契約に対しての履行責任を負うものとします。
3. 第 2 項の場合においても契約の成立は第 1 項のとおりであるとします。
4. 第 2 項においては、既に当社との取引口座が存在し当社が認めた場合にのみ、利用申込後すぐに開始することがあります。

### 第10条 契約の取消

1. 契約者は、申込書の提出後、申し込みの取消を行うことが出来ないものとします。

#### 第11条 契約の単位

1. 当社は、当社が提供する1サービスプランごとに1件の契約を締結します。この場合、1件の契約につき契約者は1個人又は1法人に限ります。
2. 当社は、当社が提供する付加機能の契約についても1件につき1件の契約を締結します。この場合、1件の契約につき契約者は1個人又は1法人に限ります。

#### 第12条 付加機能の提供

1. 当社は、契約者から請求があったときは、各サービス約款に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、次の場合を除きます。
  - (1). 付加機能の提供を請求した契約者が、各料金表に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
  - (2). 付加機能の提供を請求した契約者が、本条第13項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
  - (3). 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
  - (4). 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、又はその恐れがあるとき。
2. 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

#### 第13条 付加機能の停止

1. 当社は、付加機能の提供しているサービスの提供休止（第19条サービスの提供停止）があったときは、付加機能の停止を行います。
2. 当社は第1項の規定により付加機能の停止を行うときには、第19条第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

#### 第14条 契約の更新

1. 契約は、料金を1年間でまとめて支払う場合（以下、「年払い契約」といいます）には契約満了日の1ヶ月前の月末最終営業日までに契約者から解約の申し出が所定の書面によって当社に到着して確認出来ない限り、従前の条件と同一の条件で自動的に更新されるものとします。
2. 料金を5年間でまとめて支払う場合（以下、「5年払い契約」といいます）には契約満了日の1ヶ月前の月末最終営業日、料金を毎月支払う場合には解約希望日の1ヶ月前の月末最終営業日までに契約者から解約の申し出が所定の書面によって当社に到着して確認出来ない限り、従前の条件と同一の条件で自動的に更新されるものとします。





までの間の事を言い、そのサービスに係る料金その他の債務とは、当社の契約約款の規定により支払いを要することとなったサービスに係る料金をいいます。なおサービスに係る料金とは、当社がサービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限ります。以下この条において同じとします。当社は、サービスを停止したことによる責は一切負いません。

2. 契約者が次のいずれかに該当する場合、サービスの利用を停止することがあります。
  - (1). 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2). 利用に係るサービス契約者の義務の規定に違反したとき
  - (3). 端末回線等又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき
  - (4). 契約者が権利無能力者であった場合、又は権利無能力者となった場合で法定代理人等による記名押印がなされた同意書又は追認書の提出が無い場合
  - (5). 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であり、サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき
3. 当社は、複数の契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において、利用に係るサービス契約者の義務の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての契約に係るサービスの利用を停止することがあります。
4. 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。)について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことがサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

#### 第19条 サービスの廃止

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。この場合、当該サービスの全部または一部は、当社所定の廃止日をもって終了するものとします。

### 第4章 契約者の義務

#### 第20条 自己責任の原則

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、以下の各号の義務を負うものとします。

- (1). 自己の利用環境に応じ、コンピュータウイルスの感染、不正アクセスおよび情報漏えいの防止等セキュリティを保持すること
- (2). 当社が付与するユーザ ID およびパスワードを厳重に管理すること。また、第三者にユーザ ID またはパスワードを不正使用されたことが判明したときに、当社に対しすみやかに連絡すること
- (3). 本サービスの利用に際し、第三者との間で紛争が生じたときに、自己の責任と費用をもって処理すること

#### 第21条 第三者の監督

1. 契約者は、本サービスを第三者に利用させるときは、第三者に契約者と同様の義務を負わせ、適切に監督するものとします。

#### 第22条 情報の提供

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、契約者情報を当社所定の方法により正確に提供するものとします。
2. 契約者は、前項の契約者情報に変更が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。なお、契約者は、当社からの求めに応じ、契約者情報に変更があったことを証明する書類を提出するものとします。
3. 契約者は、相続、合併、会社分割等により契約者の地位の承継が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします

#### 第23条 権利の譲渡等

1. 契約者は、当社に対する料金等の支払いの遅滞がなく、かつ書面による当社の事前の承諾がないかぎり、本サービスを利用する権利を譲渡、貸渡し、質権の設定その他担保に供することができないものとします。
2. 当社が前項の譲渡を承諾したときは、譲受人は、利用契約に基づく契約者の一切の債務を承継するものとします。

#### 第24条 禁止事項

1. 契約者は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなうことはできないものとします。
  - (1). 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - (2). 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
  - (3). 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4). 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為

- (5). わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売、販売広告を表示する行為
  - (6). 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (7). 当社の契約機器に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
  - (8). 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (9). ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (10). 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせるメールを送信する行為
  - (11). 他者の電気通信設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用・運営に支障を与える行為
  - (12). 違法な賭博を行わせ、または賭博への参加を勧誘する行為
  - (13). 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負・仲介・誘引する行為
  - (14). 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載する行為
  - (15). 人を自殺に誘引・誘導し、または第三者に危害の及ぶ恐れのある自殺の手段等を紹介する行為
  - (16). その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為
  - (17). 犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者が掲載することを助長する行為
  - (18). その他、公序良俗に違反すると当社が判断する行為
2. 契約者が前項各号のいずれかの行為をおこなったときは、当社は、以下のいずれかまたは複数を組み合わせた措置をとることができるものとします。契約者から再販された第三者が前項の行為をおこなったときも同様とします。
    - (1). 前項の行為を止めるように要求すること
    - (2). 第三者との間でクレーム等の解消のための協議をおこなうように要求すること
    - (3). 本サービスを利用してインターネット上に表示した不適切な情報の削除を要求すること
    - (4). 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する不適切な情報の全部または一部を削除し、第三者が閲覧できない状態に置くこと
  3. 当社は、第三者から当社に対してクレームが出され、かつ当社が必要と認めたとき、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当であると当社が判断したときも、前項の措置をとることができるものとします。

#### 第25条 法の遵守

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、日本国の法令のみならず、電気通信設備の所在地、契約者の住所地および本サービスを利用しておこなう業務を遂行する地域の各法令（外国法、条例等も含みます。）も遵守するものとします。

### 第5章 料金

#### 第26条 料金の支払義務

1. 契約者は、サービスの契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日から起算して契約の解除若しくは付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一であった場合には、その日）について、当社が提供するサービスの態様に応じて、定額利用料（料金表に定める料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします）の支払いを要します。

#### 第27条 料金の計算方法

1. 契約者が支払うべき料金は、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。ただし、次の各号の場合を除きます。
  - (1). 課金開始日は、アカウント設定完了日とします
  - (2). 契約の解除（契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は当該月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。
2. 理由の如何を問わず、支払いが行われた料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当は行いません。
3. 年払い契約及び5年払い契約において契約途中に利用契約が終了した場合も、料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当は行いません。

#### 第28条 端数処理

1. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第29条 料金の支払方法

1. 請求書によって支払う契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により料金を、期日までに支払うものとします。
2. 銀行振込による料金の支払いは、請求書発行日の翌月末までに契約期間分を支払うものとします。支払方法は当社の指定する銀行口座への振込みとし、銀行振り込み手数料は利用者の負担とします。

3. 支払いに際しては所定の請求書を発行します。ただし、納品書、領収書は発行いたしません。また、請求書を発行しないサービスはサービス規約で定めています。
4. 第3項の制限に係わらず、領収書の発行は依頼に基づき有償(発行手数料1枚あたり500円。消費税を含みます。)で行います。

#### 第30条 割増金

1. サービス契約者は、料金又は工事、作業に関する費用の支払を不法に免れた、又は免れようとした場合は、その免れた金額のほか、その免れた金額(消費税相当額を加算しないものとします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。

#### 第31条 延滞利息

1. サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息は除きます)について支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払い日までの日数について年14.6%の割合(年あたりの場合は、うるう年の日を含む期間についても365日あたりの割合とします)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。また、料金その他の債務について延滞が発生した場合、延滞手数料525円を申し受けます。
2. 延滞利息の支払額が小額であり請求を個別に行うことに当社の利益が無い場合、それ以後に発生する請求と同時に延滞利息の請求を行うことがあります。

## 第6章 損害賠償

#### 第32条 責任の制限

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して72時間本サービスを利用できなかった場合、又は1料金月に合計120時間以上本サービスが利用できなかった場合に限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害の賠償をします。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

#### 第33条 免責

1. 当社は、契約者が本サービスの利用および終了により被った損害について、当社の責に帰すべき事由により生じたものであり、当社に故意または重過失のないかぎり、契

約者に対し、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負わないものとしします。

2. 当社は、第三者が当社の電気通信設備を経由して不正な方法により契約者の契約機器等に損害を与えたときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとしします。
3. 当社は、電気通信設備内に保存されたデータ等が何らかの事由により消滅・毀損したときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとしします。

## 第7章 その他

### 第34条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当するときにかぎり、契約者の個人情報を開示または第三者提供することができるものとしします。
  - (1). 法令に基づくとき
  - (2). 契約者の同意があるとき
  - (3). 第 17 条に基づき、債権回収代行会社に回収を委託するとき
  - (4). 独自ドメインまたは SSL について上位機関に対する手続きをおこなうとき
  - (5). 独自ドメインの WHOIS 情報を公開するとき
  - (6). SSL の証明書情報を公開するとき
  - (7). 裁判所等の公的機関からの照会に対し、当社が任意で応じたとき
2. 契約者は、当社に対して任意に個人情報を提出するものとししますが、この提出がないときは、本サービスの全部または一部を利用できなくなることもあります。

## 第8章 雑則

### 第35条 準拠法及び管轄

1. この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとしします。
2. この約款に関して紛争が生じたときは、当社の本社住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第36条 誠実協議

1. この約款に規定のない事項について、またはこの約款の条項の解釈に疑義を生じたときは、当社と契約者は、協議のうえ、誠意をもって解決するものとしします。

## 付則

### 実施日

この約款は、平成 22 年 10 月 25 日から実施します。

この約款は、平成 24 年 1 月 25 日から改定実施します。